

予備試験

手形法 最重要項目チェックシート

本レジュメは、2019 入門講座（田中クラス）における講師オリジナルレジュメから抜粋したものです。

LEC 東京リーガルマインド



0 001221 20247 1

LU20247

§ 10 手形法・小切手法			
1 手形債権の発生			
B	手形債務の発生時期	<p>交付契約説（通説）：手形債務は手形授受の当事者間で手形交付契約が締結され、<u>手形の授受がなされることにより成立</u>する</p> <p>※ 交付契約説に立った場合でも、手形取引の流通の安全を確保するため、権利外観法理による修正がなされる</p> <p>→ 交付契約説（原則）＋ 権利外観理論（修正）</p>	494-497
B	権利外観理論	<p>手形行為者が有効に手形債務を負担したかのような権利外観を有責的に作出した場合には、その権利外観を信頼した者に対して手形債務を負担するという理論（手形法 10 条を根拠とする見解が有力）</p> <p>【要件】</p> <p>①有効な手形債務が発生したかのような外観 →手形が作成され、署名がなされていれば、外観の存在は認められる</p> <p>②外観作出についての署名者の帰責性</p> <p>③第三者の外観への信頼</p>	497-498
B	権利外観理論における署名者の帰責性	<p>署名者の帰責性を認めるためには手形の作成・署名だけでは足りず、手形の流通に対して署名者自身が何らかの原因を与えたことが必要である</p> <p>∴署名のみで帰責性を認めてしまうと、手形窃取などの場合において、債務者（振出人）に酷である</p> <p>→帰責性の判断に際しては、署名者による保管の態様や占有離脱の事情等、署名者の全挙動が考慮される</p>	498
C	振出日前の満期日が記載された手形の有効性	<p>手形は無効（最判平 9. 2. 27, 百選 [20]）</p> <p>∴手形の性質上、満期は振出日以降となるはずであり、振出日以前の満期という矛盾する手形要件が記載された手形は無効と解すべき</p>	502
C	確定日払手形においても振出日の記載は手形要件となるか	<p>確定日払手形においても振出日の記載は手形要件である（最判昭 41. 10. 13, 百選 [39]）</p> <p>∴手形法は、振出日の記載に関し、確定日払か否かで区別していない→画一的取扱いにより取引の安全を保持すべき手形制度において、特段の理由のない限り法の明文がないのに例外的取扱いを許すような解釈をすべきではない</p>	503

B	指図文句と指図禁止文句が併記されている場合における、手形および記載の効力	手形自体も指図禁止文句も有効（最判昭53.4.24, 百選〔47〕）＝指図禁止文句の効力が優先し、手形は裏書禁止手形にあたる ∴指図文句は無益的記載事項であるのに対し、指図禁止文句は有益的記載事項であるから、後者の効力が優先する	506-507
C	手形金額が複数記載されている手形において、「文字」（手形法6条1項）の記載が明らかに誤記である場合（例：文字「老百円」、数字「¥1,000,000」）であっても、文字を優先するか	文字による記載を優先する（最判昭61.7.10, 百選〔38〕） ∴6条に従って画一的処理をすることが、究極的には手形取引の安全と迅速性の確保に資する ※ 問題文の例の場合、手形法6条1項を適用し、手形金額は100円となる	510-511
B	手形金額の一部に錯誤がある場合、振出人は、悪意の所持人に対し、全額の支払いを拒めるか（例：100万円の約束手形を振り出すつもりで、誤って1000万円と記載した約束手形を振り出した場合）	一部無効説（最判昭54.9.6, 百選〔6〕） 手形金額の一部に錯誤があっても、 <u>錯誤が存しない部分については支払を拒めない</u> ∴本来 <u>金銭債務はその性質上可分なものであるから</u> 、錯誤は、認識した金額を超える部分についてのみ存し、その余の部分について錯誤はないといえる ※ 問題文の例の場合、手形金のうち900万円の部分に錯誤が認められるが、100万円についての錯誤はなく、所持人からの請求に対して振出人は100万円の支払を拒むことはできない	515-516
A	いわゆる「後者の抗弁」（振出人A→受取人・裏書人B→被裏書人Cと手形が流通した事例（いずれも売買契約の支払いのための振出・裏書譲渡とする）において、 <u>AB間の原因関係は存続しているが、BC間の原因関係が消滅した場合</u> 、Aは、BC間の原因関係の消滅を抗弁としてCからの請求を拒むことができるか）	Aは、BC間の原因関係の消滅を抗弁として、Cからの請求を拒むことはできないが（手形の無因性）、 <u>裏書の原因関係が消滅した場合には、被裏書人による手形金請求は権利濫用に該当し、認められない</u> （最大判昭43.12.25, 百選〔36〕） ∴裏書の原因関係が消滅した場合、被裏書人は手形上の権利を行使すべき実質的理由を有しないのであり、それにもかかわらず自己の形式的権利を利用して手形金を請求するのは権利の濫用である ※Aは、BC間の人的抗弁を援用することができないため、権利濫用による解決を図っていることに留意（いわゆる「二重無権の抗弁」と対比）	518-521

A	<p>いわゆる「二重無権の抗弁」 （振出人A→受取人・裏書人B→被裏書人Cと手形が流通した事例（いずれも売買契約の支払いのための振出・裏書譲渡とする）において、<u>AB間の原因関係</u>、<u>BC間の原因関係</u>がともに消滅した場合、Aは、いかにしてCからの請求を拒むことができるか）</p>	<p><u>振出人（A）は、裏書人に対する原因関係欠缺（AB間の原因関係消滅）の人的抗弁を被裏書人（C）に対しても主張できる（最判昭45.7.16, 百選〔35〕）</u> ∴人的抗弁の切断を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護するにある →自己に対する裏書の原因関係が消滅し、手形を裏書人に返還しなければならなくなっているCのような、<u>手形の支払を求める何らの固有の経済的利益を有しない手形所持人は、抗弁切断の利益を享受し得る地位にはない（＝17条但書の「所持人」にあたらぬ）</u> ※二重無権の抗弁の事例では、Cが固有の経済的利益を有しないことを理由に、<u>Aは、「AB間の原因関係の消滅」という人的抗弁をCに対しても主張できる</u>、との構成で解決を図っている（A自身が抗弁事由（AB間の原因関係の消滅）を有しているため、後者の抗弁の事例とは、法律構成が異なる）</p>	521
B	<p>手形債権と原因債権が併存し、かつ、原因債権を先に行使し得る場合において、原因債権上の請求を受けた債務者は、手形と引換えに弁済する旨の抗弁を主張することができるか</p>	<p>手形返還必要説（判例） 原因関係上の債務の請求を受けた債務者は、手形と引換えでのみ支払うという、一種の同時履行の関係を主張することができる ∴手形の返還が不要とすれば、債務者は、①手形の善意取得者に対する二重払いの危険を負うことになる、②手形上の前者に対する遡求権を行使できない、という不利益を被ることになり、妥当でない</p>	524
<p>2 他人による手形行為</p>			
B	<p>手形行為に限定して自己名義を使うことを許諾したにすぎない（＝営業行為に対する許諾がない） 名義貸与者も、名板貸人の責任（商法14条、会社法9条）を負うか</p>	<p>否定説（最判昭42.6.6, 百選〔12〕） 手形行為を行うことを許諾したにすぎない場合には、名義貸与者は名板貸人の責任を負わない ∴商法14条、会社法9条は自己名義で「営業」を行うことを許諾した者の責任を定めるものであり、単に手形行為を行うことを許諾したにすぎない場合は含まれない ※ なお、自己名義で営業を行うことを他人に許諾した場合において、名義借人が営業活動に関連して手形行為を行った場合には、名義貸与者は商法14条、会社法9条に基づく責任を負う（∴手形行為は許諾された営業上の行為に当然に含まれる）</p>	527-528

C	<p>法人の代表者が機関方式により手形行為を行った場合、法人の手形行為として有効か（例：A株式会社の代表取締役Bが、単に「A株式会社」と手書きした場合、A会社の手形表示行為として認められるか）</p>	<p>否定説（最判昭 41. 9. 13, 百選〔2〕） 法人のための有効な手形行為が成立するためには、代表者の署名または記名捺印が必要であり、機関方式では不十分である ∴法人はその機関たる地位にある自然人とは別個の人格を有しているが、機関の法律行為を離れて別に法人の法律行為があるわけではない</p>	<p>529- 530</p>
B	<p>民法の表見代理の規定は手形行為にも適用されるか（適用の有無、及び、その適用範囲）</p>	<p><u>直接の相手方</u>にのみ表見代理の規定が適用される（最判昭 36. 12. 12, 百選〔10〕） ∴①手形法には表見代理の規定はないから、手形の性質に反しない限り、民法の表見代理の規定が適用される ②転得者は直接の当事者間における具体的事情を知り得ないのが通常であり、当事者間の事情を信頼して手形を取得するということはほとんど考えられない ※ なお、転得者については、権利外観理論により保護を図る見解も有力である</p>	<p>530- 532</p>
A	<p>表見代理が成立する場合でも、相手方は無権代理人の責任（手8）を追及できるか</p>	<p>肯定（最判昭 33. 6. 17, 百選〔11〕） ∴表見代理の規定は取引安全を図るための規定であり、無権代理人を保護するための規定ではない</p>	<p>533</p>
B	<p>手形の偽造がなされた場合、被偽造者はいかなる責任を負うか</p>	<p>原則：権限を有しない者が手形行為を行った場合、本人は追認しない限り、責任を負わない 例外：本人に重大な帰責性があり、第三者が偽造者に権限があると信頼したような事情があれば、偽造の場合にも表見代理の規定を類推適用して手形取得者の保護を図る（最判昭 43. 12. 24, 百選〔13〕） ∴ 無権代理も偽造も、ともに権限なき者による手形行為であるという点では差異はない</p>	<p>533- 534</p>
B	<p>手形の偽造がなされた場合、偽造者はいかなる責任を負うか</p>	<p>8条類推適用説（最判昭 49. 6. 28, 百選〔17〕） ∴ 手形偽造の場合も、名義人本人の氏名を使用するについて何らの権限のない者が、あたかも名義人本人が手形上の責任を負うものであるかのように表示する点においては、無権代理人の場合とかわりはない</p>	<p>535- 536</p>

B	代理権濫用による手形行為の有効性	<p>民法 107 条の適用による処理（最判昭 44. 4. 3, 百選 [15] 参照）</p> <p>相手方は、本人に対する手形上の権利を取得できるのが原則であるが、悪意・有過失の場合には、民法 107 条を適用し、手形行為は無権代理行為となる</p> <p>※ なお、上記判例は、悪意の相手方からの手形の転得者に対しては、本人は、「<u>手形法 17 条但書の規定に則り、手形所持人の悪意を立証してのみその責を免れ得るものと解するのが相当である</u>」として、転得者の保護は人的抗弁の切断の制度によるとの立場を採っている</p>	536-537
B	表見支配人・表見代表取締役の手形行為（手形行為にも商法 24 条・会社法 354 条が適用されるか）	<p>手形行為にも、商法 24 条・会社法 354 条が適用される（最判昭 59. 3. 29）</p> <p>→表見支配人・表見代表取締役による手形行為の直接の相手方は、悪意・重過失でない限り保護される（判例は、「相手方（商法 24 条）」等、<u>表見代理が成立しうる第三者は直接の相手方に限られる</u>としている）</p>	537-539

A	<p>利益相反行為(会社法 356 条 1 項 2 号)と手形行為 (原因関係が利益相反取引として取締役会の承認が必要な場合に, 原因関係に関しては承認を経なくても, その支払行為たる手形行為についても重ねて承認を要するか)</p>	<p>手形行為も会社法 356 条 1 項 2 号の「取引」にあたり, 同条が適用される (最大判昭 46.10.13, 百選 [37])</p> <p>→<u>原因関係が利益相反取引として取締役会の承認が必要な場合に, 原因関係に関しては承認を経なくても, その支払行為たる手形行為についても重ねて承認を要する</u></p> <p>∴①約束手形の振出は, 単なる決済手段としてのみならず, 簡易かつ有効な信用授受の手段としても行われる</p> <p>②約束手形の振出人は, その手形の振出により, <u>原因関係におけるとは別個の新たな債務を負担し, しかも, その債務は原因関係上の債務よりもいっそう厳格な支払義務である</u></p> <p>※ なお, 取締役会の承認を得ずになされた手形行為の効力→<u>相対的無効説</u></p> <p>: 原則として無効であるが, 会社は, 「<u>第三者 (取引の相手方) が悪意であったことを主張し, 立証するの でなければ, その振出の無効を主張して手形上の責任を免れ得ない</u>」</p> <p>※ 利益相反取引に関する規制は, § 1-3 を参照のこと</p>	539-540
B	<p>手形の「偽造」と「変造」の違い</p>	<p>「手形の偽造」: 手形行為の主体を偽る行為 (→無権代理, 表見代理等の問題)</p> <p>「手形の変造」: 手形行為の内容を偽る行為 (→手形法 69 条の問題)</p>	541
<p>3 手形債権の移転 (裏書譲渡)</p>			
B	<p>裏書の効力を説明せよ</p>	<p>①権利移転的効力: 裏書により, 手形上の全ての権利が被裏書人に移転する (手 14 I)</p> <p>②担保的効力: 裏書人は, 振出人が呈示期間内に呈示されたにもかかわらず支払わなかった場合には, その支払を担保する責任を負う (手 15 I)</p> <p>③資格授与的効力: 手形上に被裏書人として記載された者は, その裏書により権利を取得したものと推定される</p>	546-547

B	裏書の連続の判断基準	<p>手形の記載から形式的に判断すべきであるが、記載が完全に一致していない場合でも、社会通念上同一と認められる場合には、裏書の連続が認められる</p> <p>※受取人「A株式会社B殿」、第一裏書人「A株式会社代表取締役B」と記載されている場合のように、被裏書人（ないし受取人）またはそのつぎの裏書人の記載が明確性を欠いており、会社名義とも個人名義とも読める場合に、裏書の連続が認められるかが問題となるが、このような場合には両記載を比較対照して、なるべく裏書の連続を認める方向で弾力的に解釈すべきであるとされる（∴なるべく裏書の連続を認めることが手形の流通性強化の要請に合致する）</p>	548-549
B	被裏書人の抹消と裏書の連続（受取人および第一裏書人がA、第一被裏書人がB、第二裏書人がCと記載されていた手形において、第一被裏書人欄の「B」という記載のみが抹消された場合、裏書の連続は認められるか）	<p>被裏書人の記載が抹消された場合、その裏書は白地式裏書となる（最判昭61.7.18、百選[54]）</p> <p>∴①被裏書人の記載のみが抹消された場合には、裏書人の記載は残存しているのであるから、被裏書人の記載のみが存在しない白地式裏書の外形を生じている</p> <p>②外形どおり白地式裏書となるとみるのが取引通念に合致し、ひいては手形の流通保護にも資する</p>	550-551
B	受取人欄の記載が改ざんされ、改ざん後の受取人が第一裏書人となっている場合、裏書の連続は認められるか	<p>裏書の連続が認められる（最判昭49.12.24、百選[51]）</p> <p>∴①裏書の連続は、裏書の形式によりこれを判定すれば足りる</p> <p>②約束手形の受取人欄の記載が変造された場合であっても、手形面上、変造後の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の記載があれば、所持人は、振出人に対する関係においても、手形の適法な所持人と推定されるべき</p>	551-552
A	裏書の連続が欠けている場合、手形所持人はいかにして権利行使をすればよいか	<p>架橋説（通説、最判昭31.2.7、百選[53]参照）</p> <p>裏書の連続を欠いている部分について実質関係を証明すれば、それによって中断されている裏書の連続が架橋され、所持人は権利行使することができる</p>	554-555

B	善意取得の適用範囲	<p>無権利者からの譲受の場合に限らず，制限行為能力者・無権代理人から譲り受けた場合や，意思表示に瑕疵・不存在があった場合などにも広く適用される（拡張説・非限定説）</p> <p>∴善意取得制度＝手形取引の安全を保護（善意・無重過失の譲受人を保護する必要性が高い）</p>	556-557
A	裏書の連続が欠けている手形であっても，善意取得（手 16Ⅱ）が認められるか	<p>肯定説（通説）</p> <p>裏書不連続手形であっても，不連続部分について実質的権利移転の証明があれば，善意取得が認められる（前々問の「架橋説」と同様に考える）</p> <p>※ 善意取得（手 16Ⅱ）は，「裏書の連続ある手形所持人から手形を譲り受けること」（前項ノ規定ニ依リ）を要件としているため，裏書の連続が欠けている場合が問題となることに留意</p>	558-559
A	「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ（手 17 但書）」の意義	<p>【河本フォーミュラ】</p> <p>「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」とは，<u>所持人が手形を取得するにあたり，手形の満期において，手形債務者が所持人の直接の前者に対して抗弁を主張し，支払を拒むことは確実であるという認識を有していた場合</u>をいう</p> <p>∴①このように解することが，17 条但書の文言に合致する</p> <p>②満期において債務者が抗弁を主張しうる可能性があったとしても，相殺の抗弁など，債務者が抗弁を主張するとは限らない場合があり，このような場合にまで，手形取得者の単純な悪意のみで人的抗弁が切断されないとするのは不合理である</p> <p>※河本フォーミュラによれば，例えば売買代金支払のために手形が振り出された場合において，単に<u>反対債務の未履行を知っていたのみでは悪意の抗弁は成立しないが，履行期に反対債務の履行ができないことが確実に見込まれる場合など，売買契約解除が確実であることを知って取得すれば，悪意の抗弁が成立することになる</u>（∴手形の満期において，手形債務者たる買主が，手形所持人の直接の前者にあたる売主に対し，売買契約の解除による原因関係消滅の抗弁を主張し，手形金の支払を拒むことは確実である）</p>	560-561

<p>C</p>	<p>融通手形と人的抗弁 ①融通手形の意義 ②融通当事者間の関係 ②振出人（融通者）は、融通手形と知って取得した第三者からの支払請求を拒むことはできるか</p>	<p>①融通手形＝もっぱら他人に資金の融通を得させる目的で交付される手形 ②融通手形は、満期日までの間、被融通者が融通者の信用を利用するのが目的であり、被融通者が融通者に請求することを予定していない →融通者が被融通者から請求を受けた場合には、融通手形の抗弁を主張して、支払を拒むことができる ③融通手形は通常の人的抗弁であり、手形法 17 条の規律に従う（河本フォーミュラ） →融通手形であることを知っていたのみでは害意があるとはいえないから、悪意の抗弁は成立せず、融通者は支払を拒むことはできないが、<u>被融通者が満期日までに支払資金を提供できないことが確実である（＝この場合、満期において、融通者が、被融通者に対し、融通手形の抗弁を主張して請求を拒むことは確実である）</u>という事情が生じた場合には、かかる事情を知りつつ手形を取得した場合には悪意の抗弁が成立し、融通者は支払を拒絶できる</p>	<p>562-563</p>
<p>C</p>	<p>手形行為独立の原則（手7）の法的性質</p>	<p>政策説（通説） 一個の手形上になされる数個の手形行為の間に先後の関係があるときは、一般原則によれば先行行為の無効により後行行為は当然に無効となるはずである →しかし、これでは手形取引の安全が著しく害されるから、一般原則の例外として、政策的に手形行為独立の原則を定めた</p>	<p>564</p>
<p>B</p>	<p>手形行為独立の原則は裏書にも適用されるか（＝「他の署名者の債務」に15条1項の債務が含まれるか）</p>	<p>手形行為独立の原則は裏書にも適用される（通説） ∴①前提となる手形行為が無効であれば、その後の裏書人は無権利者となるが、その裏書人に<u>担保責任を認めないのでは、手形の流通性が著しく阻害され、法の趣旨が没却される</u>（政策説からの帰結） ②この原則が裏書に適用されないとすれば、7条の存在意義があまりに小さくなる</p>	<p>565-566</p>

C	<p>無効原因や取消原因を知りつつ裏書譲渡を受けた悪意の被裏書人でも、手形行為独立の原則により、裏書人に対し、担保責任として手形金の請求をすることができるか</p>	<p>取得者が悪意でも手形行為独立の原則は適用される＝悪意の被裏書人でも、裏書人に対し、担保責任としての手形金の請求が可能（最判昭 33.3.20, 百選 [46]）</p> <p>※ 本論点は、判例の立場を押さえておけば十分である（判例も理由を明示していない）</p>	567-568
C	<p>戻裏書と人的抗弁（人的抗弁の対抗を受ける者に対して、善意者を介して戻裏書がなされた場合、債務者はその者に対して人的抗弁を主張できるか）</p>	<p>人的抗弁の対抗を受けていた権利者に戻裏書がなされ、その間に善意者が介在した場合でも、債務者はその権利者に対して人的抗弁を対抗できる（最判昭 40.4.9, 百選 [27]）</p> <p>∴人的関係に基づく抗弁の対抗を受けるべき地位は、その対抗を受ける権利者自身に付着するものであり、手形を裏書譲渡した後も、その者のもとのまま残存する</p>	568-570
C	<p>隠れた取立委任裏書の意義・法的性質</p>	<p>意義：手形上の権利行使の代理権を授与する目的で通常の譲渡裏書をする事</p> <p>法的性質：信託裏書説（判例）</p> <p>隠れた取立委任裏書によって手形上の権利は被裏書人に移転し、取立委任の合意は裏書人と被裏書人との間の人的関係にとどまる</p>	570
C	<p>隠れた取立委任裏書がなされた場合において、債務者は、被裏書人からの請求に対して、①被裏書人に対する抗弁、②裏書人に対する抗弁を主張して、請求を拒むことができるか</p>	<p>①被裏書人に対する抗弁 債務者は被裏書人に対する抗弁を当然に主張することができる（∴信託裏書説）</p> <p>②裏書人に対する抗弁 債務者は裏書人に対する人的抗弁を被裏書人に対して主張することができる</p> <p>（∴隠れた取立委任裏書における被裏書人は、裏書人のために取立を行うものにすぎないから、<u>固有の経済的利益を有さず、人的抗弁切断による保護を受けるべき地位にない</u>=17 条但書の「所持人」にあたらぬ）</p> <p>※ 「二重無権の抗弁」も参照のこと</p>	571

4 手形債権の行使（支払）			
B	支払免責の適用範囲	<p>所持人が実質的無権利者であった場合に限らず、最終裏書の被裏書人と所持人の同一性の欠缺、支払受領権限の欠缺、支払受領能力の欠缺がある場合などにも、広く適用される</p> <p>∴①40条3項は、手形の決済の迅速安全を図るための規定であり、実効性をもたせるには広く適用する必要がある</p> <p>②善意取得制度が権利移転行為の瑕疵一般に適用されるという立場（拡張説・非限定説）からは、支払の場面でも同様に広く免責を認めるべきである</p>	576-577
A	40条3項前段（支払免責）における支払人の「悪意・重過失」の意義	<p>40条3項にいう「悪意」とは、所持人の無権利を知っており、かつそれを立証しうる確実な証拠を有していながら故意に支払ったこと、「重過失」とは通常調査をすれば所持人の無権利を知り、かつその立証方法を入手できたのに、これを怠り無権利者に支払ったことをいう（最判昭44.9.12、百選〔70〕）</p> <p>∴ 裏書が連続する手形の所持人は権利者と推定され（手16I）、所持人の無権利については債務者が立証責任を負っているため、所持人の無権利を知ってはいるが、それを立証すべき証拠を有しない場合には、債務者は支払いを強制される立場にある</p> <p>→法律上支払いを拒み得ない者が支払った場合でも、単に所持人の無権利を知っていたという理由で免責されないのは不当である</p> <p>※ 40条3項にいう「悪意・重過失」の意義については、所持人が無権利者である場合とそうでない場合に分けて考える見解もあるが、同一の文言の意味を場合によって使い分けることは妥当ではないため、判例の立場で画一的に処理すべきである</p>	578-580
C	除権決定前の善意取得者の地位	<p>除権決定がなされた場合、善意取得者は形式的資格は失うが、実質的権利は失わない（最判昭47.4.6、百選〔79〕）</p>	582

C	支払猶予の特約がある場合における、消滅時効の起算点	猶予期間満了時（最判昭 55. 5. 30, 百選 [75]） 支払猶予期間中は消滅時効は進行せず、支払猶予期間が満了した時から時効が進行する ∴消滅時効は権利を行使できるときから進行する（民 166 I）	583
C	一部の当事者が合意していない満期の記載の変更	一部の当事者が合意していない場合には、その当事者との関係では変造となる（最判昭 50. 8. 29, 百選 [19]） →合意していない当事者との関係では、変更前の満期を基準とした遡求権保全手続をとらないと遡求権行使ができない	583
C	全員の当事者の合意を得て満期の記載を抹消した場合の効果	満期白地手形に変更される（最判平 5. 7. 20, 百選 [42]）	584- 585
5 白地手形			
B	白地手形の補充権の発生要件	署名者が後日取得者をして白地を補充させる意思で交付した場合には、補充権が認められる（主観説） ※なお、署名者が補充権を与える意思を有せず、無効手形とされる場合でも、それが白地手形として冒用された場合には、権利外観理論により取得者を保護する法律構成が可能である	589- 591
B	白地手形を補充せずに支払呈示ないし手形金請求の訴えを提起した場合、補充後成立する手形債権の時効の完成猶予・更新が認められるか	時効の完成猶予・更新を肯定（最大判昭 41. 11. 2, 百選 [43] 参照） ∴白地手形が補充される以前においても白地手形上の権利の消滅時効が進行することとの比較均衡から、白地手形のままの状態でも時効の完成猶予・更新のための措置をとりうるものと解すべき	591- 593
A	白地補充前の取得者にも手形法 10 条は適用されるか	白地補充前の取得者についても手形法 10 条が適用される（最判昭 36. 11. 24, 百選 [44]） ∴手形法 10 条の趣旨＝不当補充の危険を作出した署名者の犠牲の下、その外観を重過失なく信頼した手形取得者を保護して、手形取引の安全を図る → 取得者保護の必要性は、不当補充後の手形取得者と補充権の内容を信頼した不当補充前の手形取得者でかわるところはない ※ なお、白地補充後の取得者には、当然に手形法 10 条は適用される（∴「補充ヲ為シタル場合ニ於テ」との文言上、明らかである）	594- 596

B	裏書人は、振出人の手形債務の時効消滅を抗弁として主張し、請求を拒むことができるか	裏書人は、振出人の債務の時効消滅を抗弁とすることができる（最判昭 57.7.15, 百選 [73]） ∴振出人の手形金支払義務につき消滅時効が完成した場合には、裏書人の償還義務もこれに伴って消滅する ※ なお、上記判例は、裏書人がいったん承認した債務を否定し、訴訟の引き延ばしを図った等の事情を考慮して、当該事例では、裏書人が振出人の債務の時効消滅を抗弁として主張することは信義則に反し許されないとした	604-605
B	原因関係上の債権が時効により消滅した場合、債務者はこれを理由として所持人の手形金請求を拒むことができるか	人的抗弁説（最判昭 43.12.12） 原因債権の時効消滅は手形債権に関する人的抗弁事由となる（∵原因債権の消滅時効は、原因債権が弁済等により消滅した場合と同様に考えられる）	605
B	所持人が手形金の支払を求めて訴えを提起したが、その訴訟係属中に原因債権の消滅時効期間が経過した場合、債務者は所持人に対して原因関係消滅の人的抗弁を主張することができるか	手形金支払の訴え提起によって、手形債権のみならず、原因債権についても時効の完成猶予の効力が生じる（最判昭 62.10.16, 百選 [78]） ∴①手形債権と原因債権は経済的には同一の給付を目的とするものである ②手形債権と原因債権の関係上、手形債権の行使は、原因債権の行使を含むと解される。	605-606
C	支払のために手形を振り出したが、手形上の権利のみが時効消滅し、原因関係上の債権がまだ存続している場合、振出人に対する利得償還請求権は発生するか	利得償還請求権は発生しない（最判昭 38.5.21, 百選 [83]） ∴手形上の権利が時効により消滅しても、受取人はなお振出人に対して原因関係上の債権を行使できるから、振出人に利得が生じているとはいえない	608-609

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU20247